

最終報告書素案（6月30日版）の修正すべき点（倫理面について）

第37回の審議に向けて（「少数意見」ではありません）

2004年7月5日 島園 進

（1）この段階でなお、きわめて多くの箇所について論議が煮詰められておらず、不十分な記述が多々見られるが、とりわけ倫理的な問題の軽視が顕著である。以下、その中でも重要な箇所に限って述べる。

（2）第2.1.(3)イ「生殖補助医療研究」

「ヒト受精胚の作成・利用が行われている」については、事実関係が明確でないことから、以下のように修正するのがよい。「ヒト受精胚の作成を伴う研究、およびヒト受精胚を利用する研究が登録されている。」

これは、「研究材料として使用するために新たに受精によりヒト胚を作成しないこと」という第1.2.の原則的記述と整合的であるために必要な修正である。「作成・利用」とすると、この原則的記述と齟齬を来すものと見なされかねない。

（3）第2.2.(3)「ヒト受精胚の取扱いの基本原則」

アは「このため、ヒト受精胚の取扱いについては、ヒト受精胚を損なう取扱いが認められない」とあるのは以下のように修正するのがよい。「研究材料として使用するのために新たに受精によりヒト胚を作成しないことを原則とする。」

ウに記された条件はあまりに許容的である。倫理が無視されている。条件の第1に、以下の内容が入るべきである。「イに述べられた例外が認められるには、人の生命の道具化や資源化につながらないこと」。したがって、3つの条件ではなく、「4つの条件」である。

（4）第2.3.(1)「研究目的のヒト受精胚の作成・利用」

この見出し語は適切ではない。「研究に伴うヒト受精胚の作成・利用」とすべきである。ここは、「研究材料として使用するのために、新たに受精によりヒト胚を作成しない」という原則と齟齬しない表現にすべきである。

「ヒト受精胚の研究目的での作成・利用は……」とあるのは以下のように修正する。「研究に伴うヒト受精胚の作成・利用は……」

（1）アの「……社会的にも妥当性があるため、生殖補助医療研究のためのヒト受精胚の作成・利用は容認せざるをえないものとする」。「……社会的にも妥当性がある。そこで、倫理的に大きな問題をはらむことではあるが、生殖補助医療研究に伴うヒト受精胚の作成・利用も容認しうる場合がありうる」と考えられる。」

（5）第3.3.(1)「基本的な考え方」(2)「例外的に……研究の検討」

「人クローン胚の研究目的での作成・利用については、原則認められないが、……を条件に、例外的に許され得る」というところに倫理的な問題がまったくふれていないので、(3)で指摘したと同様、「人の生命の道具化や資源化につながらないこと」を第1の条件として入れるべきである。

ア、イに出てくる「臨床応用を含まない基礎的な研究に限って」という一節は、研究目的が広すぎ、人間の生命の道具化への懸念を招きかねない。「臨床応用を含まない、難病治療のための基礎的な研究に限って」とする方がよい。